

平成26年

第4回市議会定例会 議案第64号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第1項および港湾法第58条第2項の規定により，公有水面埋立てに関し，榎法華港港湾管理者函館市代表者函館市長工藤壽樹から別紙のとおり意見を求められたが，これに同意したいので議会の議決を求める。

平成26年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第4項

函 椴 産

平成 2 6 年 1 1 月 4 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

椴法華港港湾管理者 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

公有水面埋立承認について

このことについて、椴法華港港湾区域内公有水面の埋立承認願書が下記のとおり提出され、承認できるものと判断しますので、公有水面埋立法第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項および港湾法第 58 条第 2 項の規定によりあなたの意見を伺います。

なお、意見は本書到達の日から 6 0 日以内にご回答ください。

記

1 出願の年月日

平成 2 6 年 7 月 2 4 日

2 出願人およびその住所ならびに代表者の氏名

出 願 人 国土交通省北海道開発局函館開発建設部

出願人の住所 函館市大川町 1 番 2 7 号

代表者の氏名 函館開発建設部長 渋谷 元

3 埋立区域

(1) 位置

函館市元村町 1 4 1 番地、 1 4 2 番地および 1 5 0 番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成 2 6 年の春分の満潮位 (D.L.+1.57m)

における公有水面と既設第2東物揚場との境界線および①の地点と④の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 榎法華港港湾原点（北緯41度49分12秒587，東経141度10分23秒701）から294度59分40秒175.88メートルの地点

②の地点 ①の地点から292度00分28秒110.35メートルの地点

③の地点 ②の地点から21度35分43秒6.20メートルの地点

④の地点 ③の地点から111度35分43秒110.60メートルの地点

(3) 面積

728.90平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

函館市元村町140番9および161番地の地内ならびに140番9，141番地，142番地および150番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および㊶の地点と㊷の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊶の地点 榎法華港港湾原点（北緯41度49分12秒587，東経141度10分23秒701）から303度29分30秒119.09メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から292度20分03秒2.82メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から293度20分55秒35.68メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から203度39分39秒55.09メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から291度52分31秒140.00メートル

ルの地点

㊦の地点 ㊧の地点から 2 1 度 3 5 分 4 3 秒 6 6 . 2 3 メートルの
地点

㊨の地点 ㊩の地点から 3 3 0 度 2 6 分 3 2 秒 3 2 . 0 0 メートル
の地点

㊪の地点 ㊫の地点から 2 1 度 3 5 分 4 3 秒 9 4 . 8 1 メートルの
地点

㊬の地点 ㊭の地点から 1 1 1 度 3 5 分 4 3 秒 2 1 0 . 0 0 メート
ルの地点

(3) 面積

3 3 , 5 1 7 . 9 2 平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地

6 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

区 域	地 盤 高
ふ頭用地	D. L. +2. 30メートル～D. L. +2. 38メートル

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類および構造

名 称	種 類	構 造
第2東物揚場 (改良) A1部	物揚場	(基礎工)捨石 (本体工)コンクリート (上部工)コンクリート 〈天端高〉D. L. +2. 30メートル
第2東物揚場 (改良) A2部, B部, C部	物揚場	(本体工)コンクリート (上部工)コンクリート 〈天端高〉D. L. +2. 30メートル
東防波護岸 (改良) C1部, C2部, C3部	護 岸 [既設護岸改良]	(本体工) [既設分: ケーソン, コンクリート] (上部工) [既設分: コンクリート]

		(胸壁工) [既設分：コンクリート] コンクリート <天端高> D. L. +10.00メートル (消波工) [既設分：異形ブロック] 異形ブロック <天端高> D. L. +10.00メートル
--	--	--

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

①埋立工法

本埋立工事は、既設工作物の前面を埋立て、新たな係留施設を整備するものであり、埋立土砂の投入は伴わない。

②埋立てに関する工事の施行順序

本埋立てに関する工事は、所定の範囲内において、第2東物揚場（改良）、東防波護岸（改良）の順に着手し、順次、物揚場の舗装工および防波護岸の消波工まで施行する。引き続き、これらと同様の手順で埋立地を段階的に造成して、本埋立に関する工事を竣功させる。

③埋立てに用いる土砂等の種類

該当事項なし

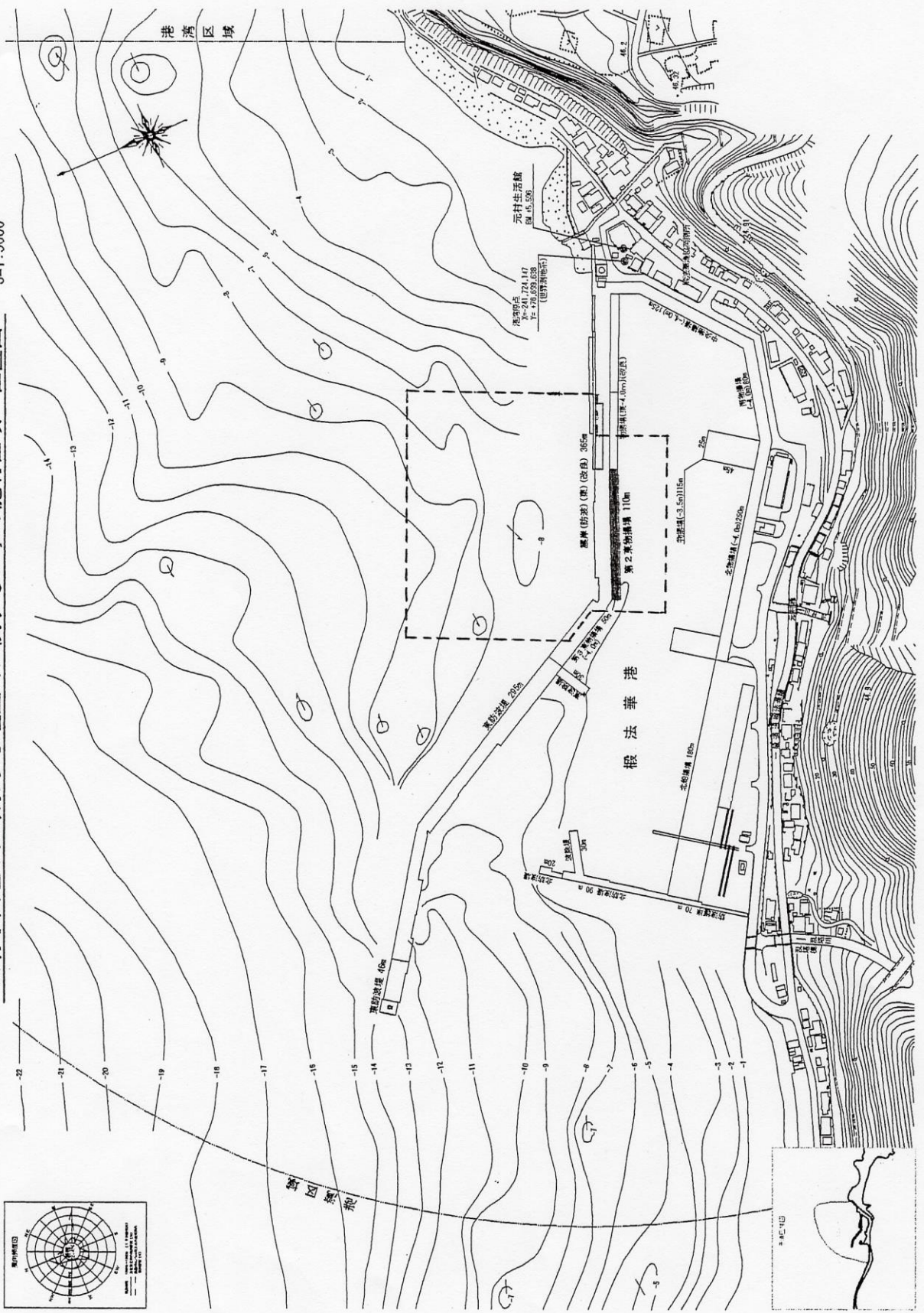
(4) 公共施設の配置および規模の概要

該当事項なし

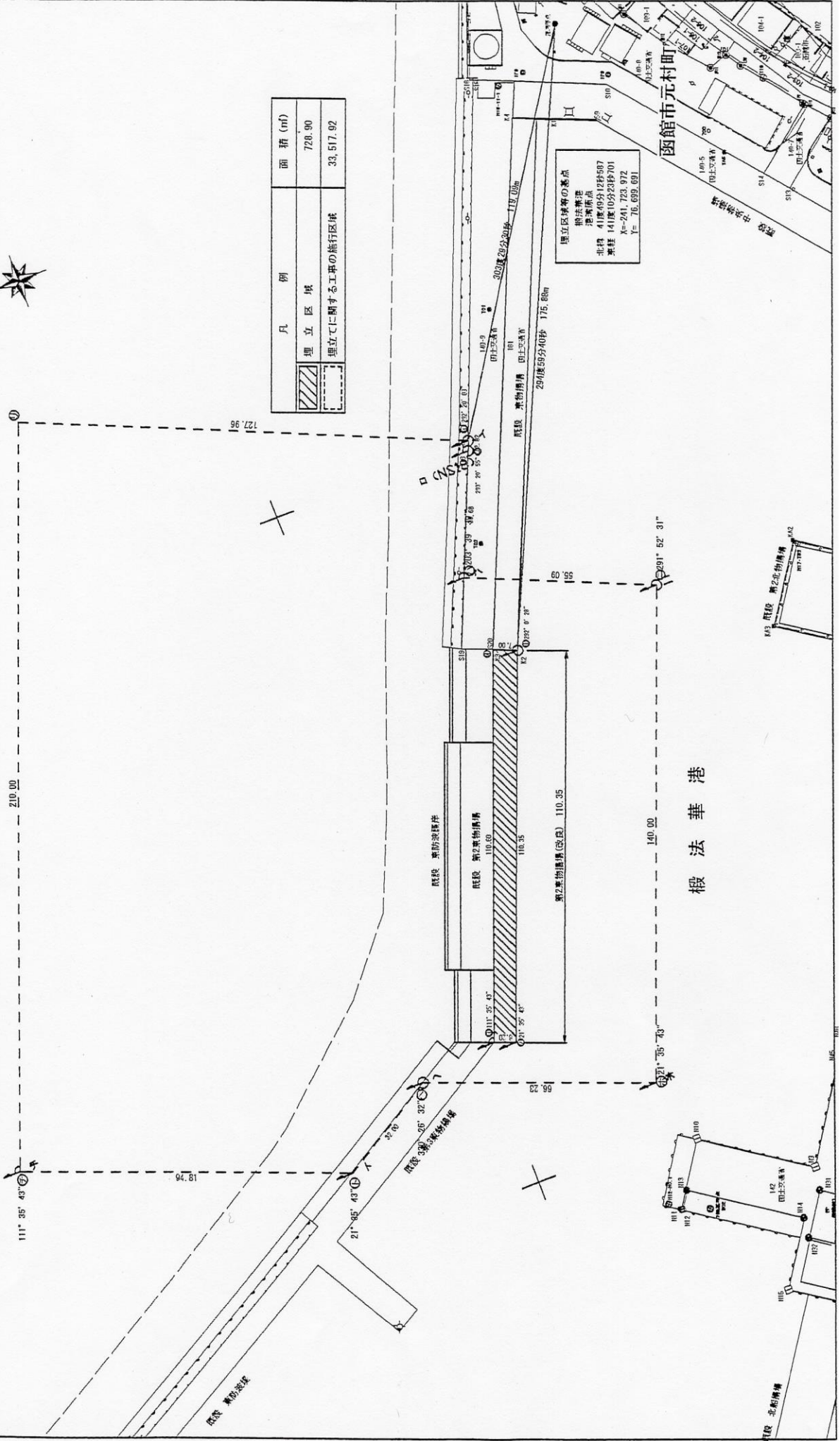
7 埋立てに関する工事の施行に要する期間

4年5月

公有水面埋立区域および埋立てに関する工事の施行区域 位置図 S=1:5000



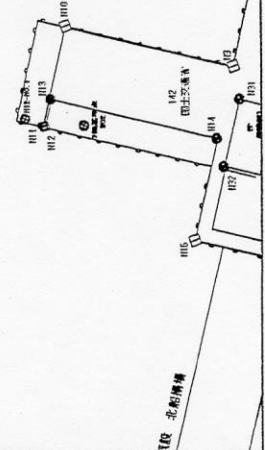
公有水面埋立区域および埋立てに関する工事の施行区域 平面図 S=1:1,500 (単位: m)



凡 例	面積 (㎡)
	728.90
	33,517.92

埋立区域の基点
 概法基準
 標高基点
 北緯 41度49分12秒587
 東経 141度10分23秒701
 X=241,723.972
 Y=76,699.091

榎法華港



関係法令（抜粋）

公有水面埋立法（大正10年4月9日法律第57号 最終改正：平成16年6月9日法律第84号）

第三条 都道府県知事は埋立の免許の出願があつたときは遅滞なくその事件の要領を告示するとともに前条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書をその告示の日より起算して三週間公衆の縦覧に供しかつ期限を定めて地元市町村の意見を懲すること。ただし其の出願が却下されるべきものであるときはこの限りではない。

- 2 都道府県知事は前項の告示をしたときは遅滞なくその旨を関係都道府県知事に通知すること。
- 3 第一項の告示があつたときはその埋立に関して利害関係を有する者は同項の縦覧期間満了の日まで都道府県知事に意見書を提出することができる。
- 4 市町村長は第一項の規定により意見を述べようとするときは議会の議決を経ることを要す。

第四十二条 国に於いて埋立を為さむとするときは当該官庁都道府県知事の承認を受くへし。

- 2 埋立に関する工事竣工したるときは当該官庁直に都道府県知事に之を通知すべし。
- 3 第二条第二項及び第三項、第三条から第十一条まで、第十三条の二（埋立地の用途又は設計の概要の変更に係わる部分に限る）から第十五条まで、第三十一条、第三十七条並びに第四十四条の規定は第一項の埋立に関しこれを準用する。ただし第十三条の二の規定の準用により都道府県知事の許可を受ける場合においてはこれに代え都道府県知事の承認を受け第十四条の規定の準用により都道府県知事の許可を受ける場合においてはこれに代えて都道府県知事に通知すること。

港湾法（昭和25年5月31日法律第218号 最終改正：平成26年5月30日法律第40号）

（他の法令との関係）

第五十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条及び第四十九条の規定は、第三十九条の規定により指定された分区については、適用しない。

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3 港湾管理者が、その管理する港湾における公有水面の埋立てに係る公有水面埋立法第二十二條第二項の竣功認可の告示がされている埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり同法第十一条 若しくは第十三条の二第二項の規定により告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めて、当該埋立地の全部又は一部の区域その他国土交通省令で定める事項を告示したときは、その告示の日から、当該区域について、同法第二十七条第一項 中「十年間」とあるのは「五年間」と、同法第二十九条第一項 中「十年内」とあるのは「五年内」とする。この場合において、当該区域が同法第四十七条第一項 の規定により国土交通大臣の認可を受けた埋立地の全部又は一部であるときは、港湾管理者は、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

4 漁港区に関する特則については、漁港に関する法律で定めるところによる。